平成２１年（フ）第２２８８号
名古屋市守山区小六町７番23号　メゾン小六104号
債務者　岡田愼一郎
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２８９号
名古屋市守山区小六町７番23号　メゾン小六104号
債務者　岡田ちぐさ
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１号
青森市中佃２丁目16―23　桜田アパート１号室、住民票上の住所青森市松森１丁目14番20号
債務者　西村　健一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
青森市篠田３丁目13番11号
債務者　髙坂　克範
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
青森市合浦１丁目９番18号
債務者　西田　建司
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１２号
名古屋市南区戸部下１丁目９番57号　戸部下住宅１棟708号
債務者　大越　良子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２号
岐阜県大垣市河間町４丁目33番地６
債務者　大橋　征男
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
熊本県荒尾市四ツ山町３丁目６番28号
債務者　佐戸　智子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６４９号
熊本市上代３丁目８番11号　コーポラス野口101号
債務者　髙場　洋一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６９７号
熊本市保田窪１丁目１番77号
債務者　竹本　美佐
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１７０号
秋田県湯沢市上院内字八丁新町15番地
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１７１号
秋田県湯沢市三梨町字百目木23番地
債務者　佐藤　善孝
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１７３号
秋田県湯沢市吹張２丁目２番７号
債務者　佐々木勇太郎
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第９７号
栃木県足利市鹿島町183番地　小林アパート１号、前住所群馬県館林市北成島町3219番地の２　堀越定雄方
債務者　堀越　照子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第３８４号
北海道中川郡幕別町札内西町52番地の８　アイビーW102号、破産・免責申立時の住所北海道中川郡幕別町札内新北町73番地の４　アペックスV102
債務者　森　　路子（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
北海道中川郡幕別町緑町10番地の100　新緑町南団地２―２
債務者　角張　憲雄
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
北海道帯広市西９条南39丁目５番９号
債務者　住吉　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係